

議案第154号  
大津市火災予防条例の一部を改正する  
条例の制定について

令和7年12月11日(木)  
消防局 予防課

## 【改正概要】

令和7年2月26日、岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、総務省消防庁において開催された消防防災対策のあり方に関する検討会により、林野火災に関する注意報や林野火災に関する警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要とされたことを踏まえ、火災予防条例(例)の一部改正通知に基づき、大津市火災予防条例の一部を改正する。

# 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報等の発令中における火の使用の制限【新設】

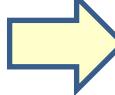


林野火災の予防上  
注意を要する気象状況



林野火災に関する  
注意報発令

努力  
義務



気象状況の悪化



林野火災に関する  
警報発令

義務



条例第30条による火の使用の制限

- 山林、原野等への火入れをしないこと。
- 煙火を消費しないこと。
- 火遊び又はたき火をしないこと。
- 可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 山林、原野での喫煙をしないこと。
- 残火、取灰、火粉を始末をすること。

# 林野火災に関する警報について【新設】



火災に関する警報		
林野火災に関する警報		
根拠法令	消防法第22条第3項	消防法第22条第3項
対象となる火災	建物火災を含む火災全般	林野火災に限定
発令要件	火災予防規則に規定 (気象条件等)	火災予防規則に規定 (降水量、気象条件等)
火の使用の制限の 対象区域	市の全域	市長が区域を指定することができる (林野周辺の区域)
火の使用の制限	火災予防条例第30条に規定する火の 使用の制限について従わなければならぬ	火災予防条例第30条に規定する火の 使用の制限について従わなければならぬ